

平成29年 3 月 6 日開会

(農 地 部 会)

雲仙市農業委員会会議録

雲仙市農業委員会

第3回農地部会議事録

- 1 招集日 平成29年3月6日（月）
- 2 開会日時及び場所
平成29年3月6日（月） 午後1時58分
雲仙市役所本庁舎別館3階防災対策室
- 3 閉会日時 平成29年3月6日（月） 午後3時37分
- 4 委員氏名

(1)出席者（15名）

1 番 水口 正好	4 番 渡部 篤	7 番 渡辺 勝美	8 番 本田 岩勝
9 番 林田 剛	10 番 横田 晴喜	11 番 松尾 文昭	14 番 吉田 良一
15 番 平野 利光	18 番 内田 弘幸	24 番 草野 定	28 番 田浦 則利
32 番 鵜殿 徳康	33 番 渡邊 茂徳	34 番 馬場 保	

(2)欠席者（3名）

3 番 大島 忠保	16 番 森崎 茂徳	36 番 川内 幸徳
-----------	------------	------------

(3)部会長の求めにより出席した委員（1名）

35 番 小筏 正治

5 議事に参与した者

事務局長	江口 秀司
参 事	清水 友秀
課長補佐	増富 浩彦
嘱 託	大石由紀子
嘱 託	松田亜希子

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第14号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願について
- 日程第3 議案第15号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第16号 農地法第3条第1項目的の買受適格証明願について
- 日程第5 議案第17号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第18号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について
- 日程第7 議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第 8 議案第20号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について

日程第 9 議案第21号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の要請について

日程第10 議案第22号 農業経営基盤強化促進法第 1 5 条に基づく農業委員会による農用地の利用関係の調整に関する手続き規程に基づく調整委員の指名について

日程第11 議案第23号 農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について

日程第12 議案第24号 農地法第 2 条第 1 項の「農地」の判断について

午後 1 時58分開会

○事務局長（江口 秀司君） 農業委員会等に関する法律第 2 8 条第 4 項の規定に達しております。部会長に開会をお願いいたします。

○議長（馬場 保君） 改めまして、皆さんこんにちは。ご多用の中ご参集いただきましてありがとうございます。それでは早速進めさせていただきます。

ただいまから平成 2 9 年第 3 回雲仙市農業委員会農地部会を開会いたします。各委員の協力方よろしくお願いいたします。

本日の付議すべき事項として、議案第 1 4 号農地法第 3 条の規定による許可処分の取消願について、議案第 1 5 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 1 6 号農地法第 3 条第 1 項目的の買受適格証明願について、議案第 1 7 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 1 8 号農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願について、議案第 1 9 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 2 0 号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について、議案第 2 1 号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の要請について、議案第 2 2 号農業経営基盤強化促進法第 1 5 条に基づく農業委員会による農用地の利用関係の調整に関する手続き規程に基づく調整委員の指名について、議案第 2 3 号農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について、議案第 2 4 号農地法第 2 条第 1 項の「農地」の判断について、以上 1 1 件を付議します。

議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名をしてから起立しマイクを通して発言してください。また、携帯電話は電源をお切りになるかマナーモードに設定くださいますようお願いいたします。

早速、議事に入ります。

日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は会議規程第12条の規定により、10番、横田委員、11番、松尾委員両委員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第14号農地法第3条の規定による許可処分の取消願についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第14号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） 受付番号5番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。横田委員。

○委員（10番 横田 晴喜君） 議席番号10番、横田です。農地法第3条の規定による許可処分の取消願の受付番号5番については、昭和60年7月29日付で、譲渡人から子への贈与の許可がおりていましたが、登記手続は行われておりませんでした。その後、譲渡人が亡くなり相続登記手続を、譲受人の弟で行ったため、現在、農家台帳の所有者と登記簿の所有者が異なっております。譲受人が今後、耕作を行う予定もなく、農地の管理も譲受人の弟が行ってきたことから、贈与の許可を取り消し、農家台帳の所有者も譲受人の弟にしたいということから提出されたものです。農地法第3条第2項に該当するような事実は認められず、取り消しに当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。受付番号5番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第14号、受付番号5番の許可を取り消すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、議案第14号、受付番号5番は願い出どおり許可を取り消すことに決定しました。

次に、日程第3、議案第15号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第15号について議案書をもとに説明）

これらの案件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当するような事実はないと思われます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。受付番号８５番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。渡邊委員。

○委員（３３番 渡邊 茂徳君） 議席番号３３番、渡邊です。農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号８５番については、譲渡人の従兄弟が、耕作利便のため譲り受ける案件です。農地法第３条第２項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。受付番号８５番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第１５号、受付番号８５番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号８６番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。鵜殿委員。

○委員（３２番 鵜殿 徳康君） 議席番号３２番、鵜殿です。農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号８６番については、規模拡大のため、借り受ける案件です。農地法第３条第２項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。受付番号８６番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第１５号、受付番号８６番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号８７番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。鵜殿委員。

○委員（３２番 鵜殿 徳康君） 議席番号３２番、鵜殿です。農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号８７番については、社会福祉法人が買い受ける案件です。農地法第３条第２項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。受付番号８７番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第１５号、受付番号８７番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号８８番から９１番は、譲受人、借受人が同一の案件ですので、一括して審議いたします。まず、地元委員の意見をお聞かせください。平野委員。

○委員（１５番 平野 利光君） 議席番号１５番、平野です。農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号８８番、８９番、９０番、９１番については、営農計画書にもありますとおり、新たに農地を譲り受け、また借り受けて営農を開始する案件です。地区調査会では、若手の育成と雲仙市の農産物の発展につながることを考え、地元農業委員が今後の動向を見守り、指導していかなくてはいけないのではないかと意見が上げられました。農地法第３条第２項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。受付番号８８番から９１番について、ご質疑がありましたらお願いします。横田委員。

○委員（１０番 横田 晴喜君） 申請者は印刷業兼農業と書いてありますが、新規就農者ということですが、印刷業も続けながらになるのでしょうか。

○議長（馬場 保君） 事務局、説明をお願いします。

○課長補佐（増富 浩彦君） そうだと思います。兼業農家ですね。

○委員（１０番 横田 晴喜君） 兼業農家、新規就農で。

○課長補佐（増富 浩彦君） 兼業農家ですね。

○委員（１０番 横田 晴喜君） いいんですか。

○課長補佐（増富 浩彦君） はい。

○委員（１０番 横田 晴喜君） わかりました。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、議案第１５号、受付番号８８番、８９番、９０番、９１番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号９２番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。草野委員。

○委員（２４番 草野 定君） 議席番号２４番、草野です。農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号９２番については、相手方の要望により買い受ける案件です。農地法第３条第２項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。受付番号９２番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第１５号、受付番号９２番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号９３番、９４番については、交換の案件ですので、一括して審議いたします。まず、地元委員の意見をお聞かせください。草野委員。

○委員（２４番 草野 定君） 議席番号２４番、草野です。農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号９３番、９４番については、耕作利便のため、交換する案件です。農地法第３条第２項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。受付番号９３番、９４番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第１５号、受付番号９３番、９４番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号９５番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。草野委員。

○委員（２４番 草野 定君） 議席番号２４番、草野です。農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号９５番については、経営規模拡大のため、買い受ける案件です。農地法第３条第２項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。受付番号９５番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第１５号、受付番号９５番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号９６番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。松尾委員。

○委員（１１番 松尾 文昭君） 議席番号１１番、松尾です。農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号９６番については、耕作利便のため、買い受ける案件です。農地法第３条第２項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。受付番号９６番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第１５号、受付番号９６番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号９７番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。本田委員。

○委員（８番 本田 岩勝君） 議席番号８番、本田です。農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号９７番については、後継者へ贈与する案件です。農地法第３条第２項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。受付番号９７番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第１５号、受付番号９７番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号９８番の審議に入ります。本案件については、議案第１９号農地法第５条第１項の規定による許可申請についての受付番号６６番の申請地と交換の申請がされておりますので、一括して審議したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、一括して審議します。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第１５号について議案書をもとに説明）

本案件につきましては、農地法第５条第２項各号に該当するような事実はないと思われま
す。
以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。議案第１５号、受付番号９８番及び議案第１９号、受付番号６６番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。渡部委員。

○委員（４番 渡部 篤君） 議席番号４番、渡部です。農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号９８番については、農地法第５条第１項の規定による許可申請の受付番号６６番の申請地と交換する案件です。農地法第３条第２項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

次に、議案第１９号、農地法第５条第１項の規定による許可申請の受付番号６６番については、申請人は、住宅用地への転用を計画されております。申請地は、農振白地であり、生産性の低いおおむね１０ヘクタール未満の一团の区域内にある農地であることから、第２種農地であると考えられます。農地法第５条第２項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題はありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。議案第１５号、受付番号９８番及び議案第１９号、受付番号６６番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第１５号、受付番号９８番及び議案第１９号、受付番号６６番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号９９番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。渡部委

員。

○委員（４番 渡部 篤君） 議席番号４番、渡部です。農地法第３条第１項の規定による許可申請の受付番号９９番については、後継者へ贈与する案件です。農地法第３条第２項に該当するような事実は認められず、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。受付番号９９番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第１５号、受付番号９９番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第４、議案第１６号農地法第３条第１項目的の買受適格証明願についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第１６号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。受付番号３番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。松尾委員。

○委員（１１番 松尾 文昭君） 議席番号１１番、松尾です。農地法第３条第１項目的の買受適格証明願の受付番号３番については、農地法第３条第２項に該当するような事実は認められず、証明に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。受付番号３番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第１６号、受付番号３番は願いのとおりであることを証明することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、願いのとおり証明することに決定しました。

お諮りします。議案第１６号につきましては、落札者が決定し農地法第３条第１項の規定による許可申請書が提出された場合、その許可を会長に一任することを附帯決議とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、会長に一任することといたします。

次に、日程第5、議案第17号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第17号について議案書をもとに説明）

これらの案件につきましては、農地法第4条第2項各号に該当するような事実はないと思われます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。受付番号15番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。林田委員。

○委員（9番 林田 剛君） 議席番号9番、林田です。農地法第4条第1項の規定による許可申請の受付番号15番について、申請人は、発電用施設用地（太陽光パネル）への転用を計画されております。申請地は農振白地であり、生産性の低いおおむね10ヘクタール未満の一団の区域内にある農地であることから、第2種農地であると考えられます。農地法第4条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても、特に問題ありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございました。受付番号15番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第17号、受付番号15番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請のとおり許可することに決定しました。

次に、受付番号16番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。林田委員。

○委員（9番 林田 剛君） 議席番号9番、林田です。農地法第4条第1項の規定による許可申請の受付番号16番について、申請人は、発電用施設用地（太陽光パネル）への転用を計画されております。申請地は農振白地であり、生産性の低いおおむね10ヘクタール未満の一団の区域内にある農地であることから、第2種農地であると考えられます。農地法第4条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たっ

て何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。受付番号１６番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第１７号、受付番号１６番は許可相当と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請のとおり許可することに決定しました。

次に、日程第６、議案第１８号農地法第５条の規定による許可処分の取消願についてを議題とします。事務局、議案事項の報告を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第１８号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。受付番号１番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。渡邊委員。

○委員（３３番 渡邊 茂徳君） 議席番号３３番、渡邊です。農地法第５条の規定による許可処分の取消願の受付番号１番については、昭和５９年１２月２１日付で、通路用地を拡張するため、許可を受けましたが、事業は実施されず、現在も農地として使用していることから、許可取消願の申請が出されたものです。現地確認においても特に問題はありませんでしたので、取り消しに当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。受付番号１番についてご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、議案第１８号、受付番号１番の許可処分を取り消すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、願い出どおり許可を取り消すことに決定しました。

次に、日程第７、議案第１９号農地法第５条第１項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

(議案第19号について議案書をもとに説明)

これらの案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当するような事実はないと思われます。

以上です。

○議長(馬場 保君) ありがとうございます。受付番号61番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。平野委員。

○委員(15番 平野 利光君) 議席番号15番、平野です。農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号61番について、申請人は、住宅用地への転用を計画されております。申請地は、農振白地であります。おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地であると考えられます。しかし、転用目的が住宅用地であることから、例外的に許可をすることができる案件であると思われます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長(馬場 保君) ありがとうございます。受付番号61番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長(馬場 保君) ご質疑がないようですので、議案第19号、受付番号61番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長(馬場 保君) ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号62番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。松尾委員。

○委員(11番 松尾 文昭君) 議席番号11番、松尾です。農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号62番について、申請人は、住宅用地への転用を計画されております。申請地は、農振白地であります。おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地であると考えられます。しかし、転用目的が住宅用地であることから、例外的に許可することができる案件であると思われます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題ありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長(馬場 保君) ありがとうございます。受付番号62番について、ご質疑がありました

らお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第19号、受付番号62番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号63番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。松尾委員。

○委員（11番 松尾 文昭君） 議席番号11番、松尾です。農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号63番については、簡易手続相当の違反事案に該当するものとし、追認申請が提出されたものです。申請地は農振白地であり、生産性の低いおおむね10ヘクタール未満の一団の区域内にある農地であることから、第2種農地であると考えられます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題はありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。受付番号63番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第19号、受付番号63番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号64番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。松尾委員。

○委員（11番 松尾 文昭君） 議席番号11番、松尾です。農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号64番について、申請人は、農業用施設用地への転用を計画されております。申請地は、平成29年2月6日に農用地の用途変更がされております。おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地であると考えられますが、転用目的が農業用施設用地であることから、例外的に許可をすることができる案件であると思われます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題はありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。受付番号64番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第19号、受付番号64番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、受付番号65番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。林田委員。

○委員（9番 林田 剛君） 議席番号9番、林田です。農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号65番について、申請人は、農業用施設用地への転用を計画されております。申請地は農振白地であり、生産性の低いおおむね10ヘクタール未満の一団の区域内にある農地であることから、第2種農地であると考えられます。また、申請地は風致地区に指定されておりますが、風致地区内行為許可の手続も本申請と同時に進行されていて、本申請と同時に許可がおりるそうです。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題もありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。受付番号65番について、ご質疑がありましたらお願いします。事務局。

○課長補佐（増富 浩彦君） 事務局から参考までに。風致地区という聞きなれない言葉が出てきておりますので、参考になればと思って説明いたします。風致地区とはですね、都市計画法第8条第1項第7号に規定する地域地区の一つで、都市計画区域内の自然的な環境を主体とした、都市景観を維持するため、特に必要とされる地区が指定され、その風致地区内では、自然的環境をできるだけ保全し、良好な居住環境を維持するため、一定の行為について制限がなされています。簡単に言えば、自然的な風景を残すために、建物の高さとか広さを制限してあるということですね。風致地区内において、風致の維持に影響を及ぼす行為をしようとする場合は、市長の許可等が必要となります。

ちなみに風致地区が雲仙市内で、千々石町、小浜町に7カ所あります。地元委員さんたちは、特に留意していただければと思います。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第19号、受付番号65番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

受付番号66番は先ほど審議していただきましたので、受付番号67番の審議に入ります。まず、地元委員の意見をお聞かせください。渡部委員。

○委員（4番 渡部 篤君） 議席番号4番、渡部です。農地法第5条第1項の規定による許可申請の受付番号67番について、申請人は、資材置き場への一時転用を計画されております。申請地は農振白地ですが、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地であると考えられます。しかし、1年以内の一時的な転用であることから、例外的に許可をすることができる案件であると思われます。農地法第5条第2項に該当するような事実は認められず、現地確認においても特に問題はありませんでしたので、許可に当たって何ら問題はないと考えます。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。受付番号67番について、ご質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第19号、受付番号67番の転用申請を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第8、議案第20号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

本案件につきましては、吉田委員、内田委員が関係者ですので、農業委員会等に関する法律第31条第2項の規定により退席をお願いします。

〔吉田委員、内田委員 退場〕

○議長（馬場 保君） 事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第20号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。議案第20号に対する質疑を行います。18ページ、14番から19番は所有権移転による案件です。

17ページから18ページについて、ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りいたします。議案第20号は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認め、農用地利用集積計画を決定することとします。

ここで吉田委員、内田委員の入室を求めます。

〔吉田委員、内田委員 入場〕

○議長（馬場 保君） 満場一致で了解してもらいましたので報告いたします。

次に、日程第9、議案第21号農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の要請についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第21号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。本計画案の調整番号2番は、15番、平野委員と、35番、小筏委員が調整委員に指名され、作成されたものでございます。調整結果についての報告をお願いいたします。平野委員。

○委員（15番 平野 利光君） 議席番号15番、平野です。本計画案の調整番号2番につきましては平成28年10月に調整委員として指名を受けました。11月中旬に譲受人に打診をしましたが、回答は保留されておりました。今年に入り、2月に再度打診したところ、反当40万円でよければ購入してもよいと回答いただき、申出者に確認したところ、了解をいただき成立いたしました。

以上、調整結果の報告を終わらせていただきます。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。議案第21号に対する質疑を行います。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りいたします。議案第21号は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を要請することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認め、農用地利用集積計画を要請することとします。

次に、日程第10、議案第22号農業経営基盤強化促進法第15条に基づく農業委員会による農用地の利用関係の調整に関する手続き規程に基づく調整委員の指名についてを議題とします。

事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第２２号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。受付番号７番についての調整の指名でございますが、どなたが適任でしょうか。渡邊委員。

○委員（３３番 渡邊 茂徳君） 議席番号３３番、渡邊です。本案件につきましては、農地の所在を考慮し、地区調査会での協議の結果、１番、水口委員と、２１番、鶴崎委員を推薦します。以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。ただいま、３３番、渡邊委員より、１番、水口委員と、２１番、鶴崎委員の推薦がありましたが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認め、議案第２２号、受付番号７番につきましては、１番、水口委員と、２１番、鶴崎委員を指名することといたします。調整委員に指名された両委員には、部会後、通知により報告いたします。

次に、日程第１１、議案第２３号農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第２３号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。本案件は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構である長崎県農業振興公社へ貸し付けられた農地を、公募申し込みをした農業者へ配分する計画が提出されたものです。

議案第２３号に対する質疑を一括で行います。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご質疑がないようですので、議案第２３号農用地利用配分計画（案）については、特に異議なしと回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議ないようですので、議案第２３号につきましては、特に異議なしと回答することに決定しました。

次に、日程第１２、議案第２４号農地法第２条第１項の「農地」の判断についてを議題とします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（大石 由紀子君）

（議案第２４号について議案書をもとに説明）

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。本案件について事務局より説明をお願いします。

○課長補佐（増富 浩彦君） この案件につきましては、地区調査会等で、順に説明はしてきたんですけれども、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断をお願いすることで上げております。

これは、非農地通知に関係する判断になりますが、地区調査会ではそこら辺の説明がちょっと足りなかったのかなと思っております。非農地通知というのが、平成26年度の農地法改正で、農業委員会は市町村の依頼を受けることなく、総会、農地部会において、農地、非農地の判断ができるようになりました。判断の前に所有者等への通知、現況確認も必要であったんですけれども、平成26年度のその改正のときに、それらの手続も省略されております。今回は、個人申請で、事情があり、3月を目処に通知を出してほしいということで、今回の部会での判断をしてもらうことで議案に上げております。

雲仙市では、農振関係部局との話し合いで、農振除外が可能などところのみ非農地通知を出してほしいという意見が出ていた経緯がありました。今回の吾妻町の案件を除いては、農振除外が可能であるとみなし、また吾妻町の案件は農振除外は難しいと、条件を付けて非農地通知を出していいですよという回答をもらっております。農振関係部局との話し合いは、事務局のほうで継続して行っていくしますのでご理解のほどお願いします。29年度になってから、徐々に非農地通知を旧町単位ぐらいで出していきたいという考えでおりますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。議案第24号に対する質疑を行います。ご質疑ございませんか。横田委員。

○委員（10番 横田 晴喜君） この農振除外については、いろいろな要件が、5つの要件が何かあったと思いますが、農地に該当するか否かの判断は、我々がもう見ただけで判断をするだけのことなんですか、何か条件か何かあるのですか。

○課長補佐（増富 浩彦君） ありません。

○委員（10番 横田 晴喜君） 見た目だけで自分たちが。

○課長補佐（増富 浩彦君） 現況判断で構わないと思います。

○委員（10番 横田 晴喜君） わかりました。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ございませんか。

○事務局長（江口 秀司君） 補足でちょっと1つ言っておきたいと思います。農業委員会の判断で、非農地、農地でなくなります。農振がかぶさっている場合には、農振としては、農地でない部分も含んで農振という状態がしばらくの間起きます。要は、全体見直しまでの間は、非農地で

あっても、農地じゃなくなっても、農振はかぶったままになってしまうという状態に、一時的に置きましょうということになりますし、また、農振が除外できない場合には、そのまま残っていくという形になりますので、できる限り、農振のほうと協議しながら、非農地通知を出したほうが1番好ましいのかなと。ただし、かなりの部分が農振に含まれておりますので、なかなかそれを、あまり気にすると非農地通知が出せないという部分がありますので、今後、農振のほうとの協議を進めていくというような形になってます。

○議長（馬場 保君） ありがとうございます。説明ございましたが、ほかにご質疑等ありませんか。平野委員。

○委員（15番 平野 利光君） 農振地域は除外できなくても非農地にできるわけですか。

○事務局長（江口 秀司君） はい。できますが、農振はかぶったままです。

○委員（15番 平野 利光君） 非農地になった場合は、家を建てたり何なりはできるわけですよ。

○事務局長（江口 秀司君） 農振がかぶっている部分は、現況以外のものにする場合は、農振を除外しないといけませんので。非農地通知を出すに当たっては、そういう説明を土地の所有者さんには説明しないといけません。

○委員（18番 内田 弘幸君） 農振除外をできないところに非農地通知を出すというのもおかしい話ではある。

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑ありませんか。

○事務局長（江口 秀司君） 農振関係部局も農振地域が、虫食い状態になるのがやっぱりちょっと問題があるという考え方が1つあるような感じもします。

○委員（32番 鵜殿 徳康君） 農地であるかないかの判断だけでしょ。

○事務局長（江口 秀司君） 判断だけです。

○課長補佐（増富 浩彦君） この件に関しては、4月以降ちょっと勉強会をしながら、徐々にやっていくということで、考えておりますので。

○議長（馬場 保君） 事務局から、ただいま報告ありましたが、そういう形で、非農地の判断については勉強しながら、今後進めてまいりたいと思います。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ほかにご質疑がないようですので、議案第24号農地法第2条第1項の農地の判断については、対象地は農地ではないと判断することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認め、対象地は農地でないと判断し、今後、非農地通知を发出することといたします。

お諮りします。本農地部会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（馬場 保君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもって、本日の議事は全て終了しました。どうもありがとうございました。

午後 3 時 37 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年3月6日

議 長

署名委員

署名委員